

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0629第3号」により下記の検査項目に検査実施料の追加内容が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 24 年 7 月 1 日から適用

■ 新検査方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
淋菌核酸検出 〔PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を 組み合わせた方法〕	210 点
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 〔PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による 同時検出法〕	300 点

▼詳細内容

検査項目名	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
淋菌核酸検出	210点	微生物学的検査判断料 (※6:150点)	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の2	<p>ア.「2」の淋菌核酸検出、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「24」の淋菌抗原定性又は区分番号「D018」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。</p> <p>イ. 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	300点	微生物学的検査判断料 (※6:150点)	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の4	<p>ア.「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「24」の淋菌抗原定性、同区分「23」のクラミジア・トラコマチス抗原定性、本区分「2」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ.「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。</p>